

監査結果公表第 2－2 号

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項、八尾市監査委員条例第 8 条及び八尾市監査基準第 17 条の規定により公表します。

令和 2 年 7 月 1 日

八尾市監査委員	吉 川 慎一郎
同	八 百 康 子
同	重 松 恵美子
同	榊 井 政佐美

記

1 措置の通知

令和元年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知
令和 2 年 6 月 26 日付け 八地地第 94 号
社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

地域福祉部所管財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

指摘事項	講じた措置又は経過
1 指定管理業務の再委託に係る事務について 八尾市立社会福社会館の指定管理者として、市と公の施設の管理に関する基本協定を締結し、施設の管理運営を行っている。 (1) 基本協定書において、電気設備・機械等の保守及び警備、清掃等の業務の全部又は一部を再委託する場合は、事前に市長の承諾を得ることと定められているが、事後に行われていたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(令和2年4月1日) 八尾市立社会福社会館指定管理者基本協定書第21条第2項に基づき、令和2年度八尾市立社会福社会館の電気工作物管理、昇降機保守、警備・清掃等10業務の一部業務再委託について申請し、市長の承諾を受けた後、契約を締結しました。
(2) 仕様書において、電気設備・機械等の保守及び警備、清掃等の業務の全部又は一部を免許・資格を有している者に再委託することができることと定められているが、再委託する業務の内容や必要な免許・資格が確認できていなかったため、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(令和2年3月31日) 八尾市立社会福社会館指定管理者基本協定書第21条第2項に基づき、令和2年度八尾市立社会福社会館管理業務の一部業務再委託を申請するにあたり、第3種電気主任技術者免状、昇降機・遊戯施設検査員登載証、大阪府公安委員会の警備業の認定証などを取得し、必要な免許・資格等を確認するよう事務処理を改めました。